

指宿広域市町村圏組合職員の通勤手当の支給に関する規則

(平成6年指宿広域市町村圏組合規則第20号)

改正 平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号

平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号

(目的)

第1条 指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号)第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例(平成18年指宿市条例第46号)第12条の規定による通勤手当の支給については、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 職員の通勤手当の支給に関しては、指宿市職員の通勤手当の支給に関する規則(平成18年指宿市規則第33号)を準用する。

(読替規定)

第3条 前条の規定に基づき、指宿市職員の通勤手当の支給に関する規則を準用する場合においては、同規則中「指宿市職員の給与に関する条例(平成18年指宿市条例第46号。以下「条例」という。)」とあるのは「指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号)第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例(平成18年指宿市条例第46号。以下「条例」という。)」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。